



# 神奈川県 消防設備会報

第39号 平成30年8月



ザ・湘南！

## —— 消防設備会報（第39号 平成30年8月） 目次 ——

理事長 あいさつ 西 津 英 二	1
表彰の栄誉に輝いた方々	2
優良点検事業所認定制度の活用を！	3
最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（再要望）	5
寄稿 違反の未然防止に向けた取組について	
横浜市消防局予防部 指導課長 小永井 英美	6
平成30年度第1回理事会・評議員会の概要	
平成29年度事業の実施結果概要	8
役員等の選任	14
平成30年度事業の概要	16
平成29年度消防設備士等試験実施結果（消防設備士試験・危険物取扱者試験）	19
寄稿 点検推進指導員の立会いを受けて	
社会福祉法人 興寿会	
特別養護老人ホーム「興寿苑」施設長 原 茂良	21
点検済表示制度の推進キャンペーン 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！	22
消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿	23
防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内	24
平成30年1月以降の主な通知等	28
（一財）日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧（刊行物注文書）	29
協会からのお知らせ	31

## 表紙:ザ・湘南！

国道134号線を藤沢から鎌倉方面に車を流していると、印象的な建物の鎌倉プリンスホテルが左手に見えてきます。手前にはよく撮影に使われる江ノ電の踏切と七里ガ浜高校。

そして対面の海に目を転じるとサーファー達の聖地が広がっています。ザ・湘南！波の引き際に映る夕日の美しさは格別です。

（写真・文提供：株式会社東晃防災 清水正仁様）



## 理事長 あいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 西津英二

---

昭和50年に施行された「消防用設備等の点検報告制度」を契機として発足した当協会も、平成25年4月に財団法人から一般財団法人へと移行し、5年を経過致しました。平成30年度という、節目の年と相まって、新たな歴史の1ページを加えていくこととなります。

この間、当協会の業務運営等につきましては、会員の皆様を始め、行政機関や関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜りましたこと、改めて、誌面を借りまして厚くお礼申し上げます。

5月に行われました「理事会」、「評議員会」におきましては、協会事業の2本柱である「講習事業」、そして「点検済表示制度（ラベル）事業」が、概ね、順調に推移している旨、事業報告や決算報告としてご承認をいただき、公益性を有する財団法人として、一定程度、軌道に乗った決算を迎えることができたと考えております。

今後も、防火対象物の安全確保など、重要な役割を担う会員の皆様とともに、技術力向上や資質向上を支援する各種事業の実施を通じ、人材育成に取り組むなど、安心で安全な社会の基盤づくりに努めて参る所存であります。

さて、今年に入ってからも、日本海側を中心とした豪雪や北大阪地震、西日本豪雨など、災害が多発している状況にあります。災害で犠牲となられた方々には改めて、深く哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた全ての皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

一方で、こうした社会状況のもと、我々が携わる消防用設備等、各種防災対策の重要性を再認識するところであります。住宅宿泊事業法の施行に伴い、宿泊室など防火対象物への安全対策は変貌を遂げるなど、消防を取り巻く環境は、今後も社会経済情勢や地域社会に応じて大きく変動が想定される中、社会のニーズに応え、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、これまで以上に充実した事業展開を図って参りたいと考えております。

こうした中、当協会では、「優良点検事業所認定制度」の一層の普及拡大を図るとともに、表示登録会員の皆様の点検結果を証する当協会の点検済票（ラベル）が、デファクトスタンダード（業界標準）であるという認識を、業界はもとより防火対象物の管理者等の皆様に認知していただけるよう、総合的な観点から普及啓発に努めるなど、足元の基盤強化に努めていく所存であります。

神奈川県は、人口数、消防用設備等設置義務対象物の件数等は、東京都に次ぐ全国第2位の規模になっております。点検済表示制度の実施状況並びに点検報告率など様々な課題のある中、引き続き、行政機関、関係団体の皆様と連携、協力して、当協会会員の皆様、県民の皆様に対してより一層お役に立てるよう、今年度も全力を尽して事業を推進していく所存でございますので、今後とも引き続きご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

## 表彰の栄誉に輝いた方々

## 第17回 協会理事長表彰

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会は、消防用設備等の設置・維持管理及び各種工事に関し、永年にわたり適正な業務を行った者又は適正な業務の推進に尽力した者等に対して、理事長表彰を行っています。

表彰制度は、平成13年度に創設し、平成30年3月22日には「第17回理事長表彰」を行いました。

表彰基準は、次の各号のいずれかに該当する個人及び事業所について行うものです。

- 1 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務に従事し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- 2 永年にわたり、消防用設備等の適正な業務の推進に尽力し、あるいは、消防用設備等に関する各種工事等の業務の推進に尽力した者
- 3 消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所

今回の表彰にあたりましては、協会の理事、評議員で構成する「理事長表彰選考委員会」において選考を行い、受賞者を決定いたしました。理事長表彰の受賞者は次のとおりです。

○ 表彰式日時 平成30年3月22日（木）11時30分から13時30分

○ 場 所 ホテルメルパルク横浜

○ 受 賞 者（敬称略、五十音順）

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| ・ 明間 実（株式会社中山防災        | 専務取締役）   |
| ・ 片岡 正明（東邦電設株式会社       | 代表取締役社長） |
| ・ 川副 英彦（株式会社カワヅ工       | 代表取締役）   |
| ・ 河本伊久雄（株式会社河本総合防災     | 代表取締役社長） |
| ・ 五井野伸一（神奈川防災株式会社      | 代表取締役）   |
| ・ 高橋 利弥（横浜消防器具株式会社     | 代表取締役）   |
| ・ 原口富士雄（有限会社原口電気商会     | 代表取締役）   |
| ・ 安田 孝志（三鈴防災工業株式会社     | 代表取締役）   |
| ・ 座喜味正裕（神奈川県電気工事工業組合   | 事務局長）    |
| ・ 山王総合株式会社（代表取締役 竹内 真） |          |

平成29年度 神奈川県消防設備安全協会 表彰式・祝賀会



# 優良点検事業所認定制度の活用を！

## ○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなど含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検事業所として認定する当協会独自の制度です。

## ○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

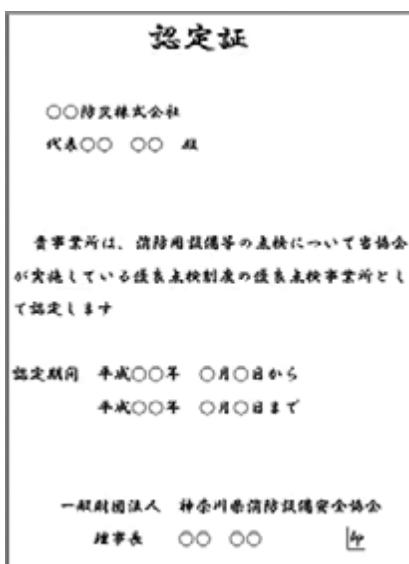
## ○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

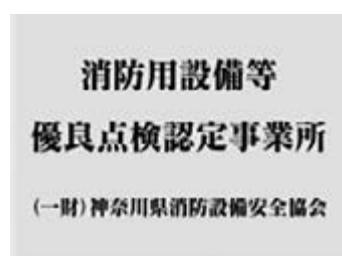
## ○優良点検事業所として認定されると！

優良点検事業所として認定されると、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

認定証



金ラベル証



※「金ラベル証」は、消防用設備等点検結果報告書（正副）の様式右下に貼付できます。

○立会調査を行った防火対象物には！

「消防用設備等優良点検確認防火対象物」の表示プレートが無償で貸与されます。

表示プレート



○対象地域は！

平成28年度からの制度開始から約1年間は、横浜市、川崎市及び相模原市を対象として実施してきましたが、平成29年8月1日からは、より多くの事業所及び防火対象物が制度の対象となるよう、神奈川県内全域を対象としています。

## 最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度の拡大について（再要望）

自民党への「平成30年度神奈川県への予算要望書」において、「最低制限価格制度を適用した「消防施設保守管理」の入札制度が県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く拡大していくよう働き掛けをして欲しい。」との要望書を提出しました。

（当協会からの要望全文）

神奈川県では、平成27年度予算に係る入札執行分から、営業種目が消防施設保守管理などの一般業務委託にも新たに最低制限価格制度が適用されている。

消防施設保守管理のような県民・市民のいのちや安全に関わる業種の業務委託については、県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも神奈川県と同様に最低制限価格制度を導入することでダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保できるようになる。

従って、平成27年度予算から導入した神奈川県の導入趣旨を県内の独立行政法人や市町村行政の関連施設にも広く情報提供して周知していただき、この動きが拡大していくよう働き掛けていただきたい。



## 消防機関から

# 違反の未然防止に向けた取組について

横浜市消防局予防部

指導課長 小永井 莫美

### 1 はじめに

当局は、今年度「安全・安心を実感できる防災都市ヨコハマの実現」を、運営方針の基本目標に掲げ、火災の未然防止及び被害軽減のため、事業所等の立入検査、建築確認申請時の消防同意や消防検査時の指導などの火災予防対策に取り組んでいます。

現在、横浜市内には、防火管理者の選任義務や自動火災報知設備の設置義務がある「査察対象物」が約23,000対象あり、毎年度策定する計画に基づく立入検査により事業所の自主防火体制を促しているところです。しかしながら、建物関係者の知識不足や認識不足を起因とした法令違反も現実的に存在しており、建物関係者の違反は正に費やす時間と労力も計り知れないものがあることも事実です。また、違反状態が長引くことによる、利用者や地域住民に与える火災発生時等の影響も懸念されるところです。

このようなことを踏まえ、当局では「違反を発生させない」、「違反を未然に防止する」ための取組を昨年度より進めていますので、ご紹介させていただきます。

### 2 消防法令違反の実態

平成29年度、当局で実施した立入検査における指摘項目中、最も多いものは、防火管理者の選任、消防計画の作成等の防火管理関係となっており、次いで消防用設備に係る指摘事項が多くなっています。このうち、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の未設置など、火災が発生した場合に人命に危険があると認められる重大な違反のうち、屋内消火栓設備の未設置及び維持管理に関する項目が多く見られます。

違反となった原因を分析すると、端緒として正規な手続きを経ずに行った増築、接続、増床などの建築基準法違反が深く関係しています。具体的には、増築による主要構造部の変更や渡り廊下で二以上の建築物を接続することなどによる面積増で消防用設備の設置義務が生じるケースが多く見受けられ違反が長期化する要因となっています。

建物の用途を変更する場合や増改築などを行う場合は、建築基準法及び消防法双方の関係法令を確認する必要があります。

### 3 消防法令等の違反を生まない取組

現在、当局では、違反の未然防止策として主に次の取組を進めています。

#### (1) 区役所生活衛生課との連携

飲食店等事業関係者の知識不足や使用開始届の未提出に伴う法令違反を未然に防止するため、事前相談の強化を図る取組です。具体的には、飲食店等の事業関係者が区役所生活衛生課に来庁した際に、消防署への事前相談を促すチラシの配付などにより、消防署への事前相談等の呼びかけを行っているものです。

## (2) 違反通報制度

当局職員が、勤務時間外に避難施設等の維持管理状況に不備がある防火対象物や消防法令に抵触しているおそれのある増築や接続している防火対象物を発見した際に、当課に情報提供する制度です。

違反の早期発見により、施設利用者等の安全を確保することを目的としています。

### (3) 消防法令違反の注意喚起を促すチラシによる広報

増改築等をする場合の注意事項、必要となる届出及び過去の火災事例における凡例を記載したチラシを活用し関係者への広報を実施し、所有者等の防火意識の向上を図っています。

#### (4) 完成検査における施主立会制度

完成検査時に工事関係者だけでなく施主の立会いを求め、防火管理上の指導を行い、更に防火対象物の使用に伴う注意事項（増改築を行う際の相談等）を書面で交付する制度です。

#### (5) 行政処分を受けた者に対する指名停止措置

立入検査で当局が行政処分を行った際に、行政処分を受けた者が有資格者の場合には、財政局に対して行政処分を行った旨の情報提供を実施します。行政処分の内容が、指名停止措置要件に該当した場合は、財政局により行政処分を受けた者に対し指名停止が行われます。

(6) 重要事項説明時における消防法令等適合状況の情報提供

不動産業者が実施する買主等に対する重要事項説明時において、買主の要望に応じて消防法令等の適合状況についても併せて不動産業者から買主等に説明を行うものです。不動産売買の機会を捉えて建物所有者及び買主の防火意識の向上を図る取組です。

4 おわりに

今回ご紹介した「違反を生まない取組」は、まだ緒に就いたばかりです。今後一つひとつの取組が複合的に相乗効果を発揮するよう地道に取り組み、社会全体に制度が根付くことで、建物の所有者を含め関係者の防火に関する意識も向上し、最終的に成果として現れることを期待しています。

ひとたび違反が発生すると、是正するためには非常に多くの費用と労力を要します。「違反を発生させない」「違反の芽を摘む」ことが市民の安全・安心に寄与すると信じ、引き続き違反の未然防止、早期発見・早期是正に取り組んでいきます。

# 平成30年度第1回理事会・評議員会の概要

平成30年度第1回の理事会を平成30年5月11日（金）シルクセンター地下大会議室において、また、平成30年度第1回評議員会を5月30日（水）シルクセンター地下大会議室において、それぞれ開催しました。

当日は、次の議案についてご審議いただき、すべてが承認されました。

- ・第1号議案 平成29年度事業報告について
- ・第2号議案 平成29年度決算について
- ・第3号議案 役員の選任について

## 平成29年度事業の実施結果概要

消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることはもとより、地域社会における被害の軽減と社会公共の福祉の増進に寄与するため、各種の事業を実施しました。

### 1 各種講習事業

#### (1) 消防設備点検資格者講習

点検資格者の資格を付与する講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	5/30～6/1	12/5～12/7	3/6～3/8	388	374
2種	6/13～6/15	12/12～12/14	3/13～3/15	334	316
計				722	690

#### (2) 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日、又は消防設備点検資格者再講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年を経過する日までの期間に該当する者を対象とした講習で、（一財）日本消防設備安全センターからの委託を受けて実施しました。

種 別	前 期	中 期	後 期	申請者数	受講者数
1種	4/18・4/20	6/27・7/11	1/23・2/20	692	676
2種	4/19・4/21	6/28・7/12	1/24・2/21	668	644
計				1,360	1,320

## 神奈川県 消防設備会報

### (3) 消防設備士受験準備講習

消防設備士の試験を受験しようとする者を対象に、法令及び機能・構造に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	日 時	申請者	受講者
4類	7/25・7/26	23	21
6類	7/25・7/27	23	21
計		46	42

### (4) 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に、又はその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
消火設備	10/3・10/24・11/8・11/16	581	574
警報設備	10/4・10/17・10/26・11/7・11/15	1,015	1,006
避難設備・消火器	10/5・10/18・10/25・11/9・11/14	746	737
計		2,342	2,317

### (5) 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を付与する講習で、(一社)電池工業会からの委託を受けて実施しました。

・受講者数 138名 (11/30・12/1)

### (6) 防火・防災管理講習

防火管理者、防災管理者の資格を付与する講習で、(一財)日本防火・防災協会からの委託を受けて実施しました。

種 別	実 施 日	申請者数	受講者数
甲種防火管理 新規講習	5/16・17、5/25・26、6/5・6、7/3・4、 7/13・14、8/1・2、8/23・24、9/5・6、 9/21・22、10/31・11/1、12/20・21、 H30年1/25・26、2/7・8、2/15・16、2/27・28	1,826	1,725
甲種防火管理 再講習	12/20	46	45
乙種防火管理 新規講習	6/22、8/22、H30年1/11	193	183
防災管理講習	6/16、H30年1/12	158	153
防火・防災管理 新規講習(併催)	9/28、9/29	140	134
計	22回	2,363	2,240

## (7) 消防設備実技・実務研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する者を対象に、技能の向上及び点検済表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として関係事業所のご協力をいただき実施しました。

研修項目	研修日	協 力 事 業 所	申請者数	受講者数
		会 場		
自火報点検	9/7	ホーチキ株式会社	75	71
		かながわ労働プラザ		
消防器実技	10/11	モリタ宮田工業株式会社	20	18
		(同上) 研修室及び実験棟		
計			95	89

## 2 普及啓発事業等

## (1) 会員制度維持事業

講習会・研修会の開催、法令の改正、新機器開発の紹介、参考図書の斡旋等について、隨時情報の提供を行うとともに、消防設備会報（年2回）及びFAXニュースを発行し、全会員に対して各種の情報提供を行いました。

- ・会報 各650部
- ・FAXニュース 年 8回

## (2) 消防用設備点検報告制度普及推進事業

## ア 消防用設備等点検済表示管理委員会

平成8年7月に発足し、県内消防機関、防火対象物関係者、消防設備メーカー、当協会職員の34名の委員により構成され、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議等を行っています。

開催年月日：平成29年7月19日、平成30年1月30日

また、消防用設備等点検制度に係る諸事項について審議する組織として、小委員会を設けており、委員は次の7名で構成されています。

清水 廣司委員（委員長）  
 竹洞 勉委員 石田 正委員 木内 忠委員  
 一宮 英雄委員 山田 恵介委員 溝呂木義人委員

平成29年度は、優良点検事業所の認定制度の対象地域を拡大させ、横浜、川崎、相模原の政令3市から県内全域としました。平成29年度は新たに4件の事業所が優良点検事業所として認定されました。優良点検事業所認定等委員会は、点検済表示管理委員会から付託された事項についても審議を行いました。

優良点検事業所認定等委員会は、次の7名で構成されています。

落合 俊雄委員（委員長）  
 前田 純一委員 小関 正男委員 西山 茂委員  
 菅野 光男委員 小堺 宗二委員 関 文男委員

イ 点検済票交付事業

消防用設備等点検済表示制度に基づき、消火器用、消火器以外の『点検済票』の発行・交付を行いました。

平成29年度の交付実績 879,520枚

ウ 点検推進指導員派遣

点検推進指導員 2名

実施施設 53施設（うち介護施設12、小中学校39、保育園2）

教育委員会からの依頼をうけ、学校での保守点検時の立会いを実施するとともに、介護施設等の新規開拓を行いました。

エ 表示登録会員等研修会

回数	開催年月日	場 所	出席者数	実施内容
第1回	平成29年 7月19日	大和商工会議所	17名	防火ダンパーの技術知識習得
第2回	平成29年 8月9日	かながわ労働プラザ	26名	優良点検事業所認定制度について
計			43名	

オ その他普及啓発事業

- ① 県社会福祉協議会発行の「福祉タイムズ」6月号に点検済表示制度について寄稿
- ② 県ビルメンテナンス協会発行の「KBM会報」（年3回発行）に点検済表示制度について寄稿
- ③ 「かながわ防災フェア2017」への参加  
神奈川県主催の「かながわ防災フェア2017」に参加し、関係団体の協力を得て家庭用防災機材のコーナーを設け、展示、相談及び即売を行いました。

平成29年度も、特に広報用ポスターの製作を支援し、事業のPRと参加者募集に尽力しました。

・かながわ防災フェア2017

日 時 平成29年9月10日（日）

場 所 神奈川県総合防災センター・消防学校

参加者数 約2,135人（28年度 約1,500人）



### ④ 「かながわ消防フェア2017」への協力

神奈川県主催の「かながわ消防フェア2017」に協力しました。

- ・かながわ消防フェア2017

日 時 平成29年10月28日（土）

場 所 長井海の手公園・ソレイユの丘（横須賀市）

参加者数 約800人（28年度 約11,000人）

### 3 県民等への便宜等の提供

#### (1) 刊行物販売事業

（一財）日本消防設備安全センターが発行する消防用設備等に関する法令・技術関係及び受験対策などの参考図書類の斡旋を行いました。

#### (2) 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

防火対象物定期点検報告制度に係る『防火基準点検済証』（29件）、『防火優良認定証』（21件）、『防災基準点検済証』（2件）、『防災優良認定証』（1件）、『防火・防災基準点検済証』（4件）、『防火・防災優良認定証』（8件）の頒布斡旋を行いました。

### 4 各種会議の開催

#### (1) 理事会、評議員会

- ア 理事会

平成29年5月12日（金）、平成30年3月22日（木）

- イ 評議員会

平成29年5月29日（月）、平成29年8月8日（火）

- ウ 評議員選定委員会

平成29年7月13日（木）

#### (2) 消防・防災関係機関会議、関東ブロック会議、全国会議

- ア 神奈川県消防課との関係

- ・平成29年度神奈川県消防設備士法定講習の事務受託及び講習会の実施
- ・法令改正、各種通達の情報提供を受けました。

- イ 県内消防機関との関係

- ・消防防災業務に係る打合せ会

開催年月日 平成29年7月19日（水）

場 所 シルクセンター地下会議室

参 加 者 32名

実 施 内 容 「川崎市緊急消防援助隊活動拠点施設（新庁舎）のご案内について」  
「川崎市消防局査察技術競技会の実施内容について」

講 師 川崎市消防局予防部 査察課長

- ウ 一般財団法人日本消防設備安全センターとの関係
- ・賛助会員として安全センター事業に協力しました。
  - ・点検資格者本講習、同再講習等に係る委託契約を締結し、講習会を実施しました。
  - ・安全センター取扱保険（消防設備点検業者損害賠償保険、消防防災福利厚生支援事業）の加入促進及び手続事務を実施しました。
  - ・消防設備関係講習の講師等に対する事故保険に加入しました。
  - ・安全センター作成ポスター、しおり、月刊フェスク等の提供を受けました。
  - ・安全センター発刊の参考図書・各種講習用テキストの供給を受けました。
  - ・安全センターの「消防防災福利厚生支援事業運営委員会」の委員として役員を派遣し、事業に協力しました。
- エ 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会との関係
- 1都9県で構成する連絡協議会の総会、代表者会議、事務局長会議等に出席し、安全センター、他県協会との情報交換を積極的に行いました。
- オ その他の関係機関との関係
- （公財）川崎市消防防災指導公社に、理事及び評議員として役員を派遣しました。



# 一役員等の選任一

平成30年度第1回の理事会及び評議員会において、推薦団体の役員改選や所属の人事異動等に伴う理事及び評議員の選任が行われました。また、その後に役員改選があった推薦団体の理事及び評議員については、みなし評議員会による評議員全員の同意を得て、理事及び評議員が選任されています。7月末現在の理事・監事・評議員は、以下の名簿のとおりです。

## (一財) 神奈川県消防設備安全協会役員名簿

(平成30年7月末現在 業種別 理事・監事 敬称略)

役 職	区 分	氏 名	所 属・会社名	所属役職
理 事 長	消防用設備・機器	西 津 英 二	株式会社栄広プロビジョン	代表取締役
副理事長	電 気 設 備	山 口 宏	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社共栄社	会長 代表取締役社長
〃	管 工 事・空 調	佐々木 靖 太	神奈川県管工事協同組合連合会 太建工業株式会社	会長 代表取締役社長
理 事	消防用設備・機器	遠 藤 卓 戄	ニッタン株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	田 中 幸 男	モリタ宮田工業株式会社	代表取締役社長
〃	〃	増 田 敦	ホーチキ株式会社横浜支店	支店長
〃	〃	竹 内 秀 夫	能美防災株式会社横浜支社	支社長
〃	〃	石 田 正	神奈川県防災消防協同組合 株式会社アトラス	理事長 代表取締役
〃	〃	竹 洞 勉	防災かながわ協同組合 株式会社東弘商会	理事長 代表取締役
〃	〃	河 本 伊久雄	株式会社河本総合防災	代表取締役社長
〃	〃	黒 澤 麻 志	相日防災株式会社	代表取締役社長
〃	電 気 設 備	加 藤 哲 郎	(一社) 神奈川県電業協会 協成電気株式会社	副会長 代表取締役
〃	〃	青 博 孝	神奈川県電気工事工業組合 向栄電気工業株式会社	理事長 代表取締役
〃	管 工 事・空 調	丸 山 晴 雄	神奈川県管工事協同組合連合会 株式会社丸伸工業所	理事 代表取締役
〃	公 社・協 会	畠 野 耕 逸	(一社) 神奈川県経営者協会	専務理事
〃	〃	田 中 経 康	(公財) 川崎市消防防災指導公社	理事長
常務理事	〃	大 石 潔	(一財) 神奈川県消防設備安全協会	事務局長
監 事	消防用設備・機器	邑 上 一 弥	横浜市防災機器販売協同組合 株式会社東神防炎工業	専務理事 代表取締役
〃	電 気 設 備	座喜味 正 裕	神奈川県電気工事工業組合	事務局長

## (一財) 神奈川県消防設備安全協会評議員名簿

(平成30年7月末現在 業種別 評議員 敬称略)

区分	氏名	所属・会社名	所属役職
消防機関	坂本 浩	横浜市消防局(消防長会横浜地区長)	予防部長
〃	高橋 俊勝	川崎市消防局(消防長会川崎地区長)	予防部長
〃	小島 幹雄	相模原市消防局(消防長会相模原地区長)	参事兼予防課長
〃	飯島 和彦	横須賀市消防局(消防長会三浦半島地区長)	予防課長
〃	西山 茂	藤沢市消防局(消防長会湘南地区長)	参事兼予防課長
〃	黒柳 幹雄	小田原市消防本部(消防長会県西地区長)	予防課長
〃	小出 真也	座間市消防本部(消防長会県央地区長)	予防課長
消防用設備・機器	一宮 英雄	相模原市防災設備協同組合 東京消設株式会社	理事長 代表取締役
〃	木内 忠	横浜市防災機器販売協同組合 共栄防災設備株式会社	理事長 代表取締役
〃	山田 恵介	川崎市消防設備協同組合 神奈川防災株式会社	理事長 代表取締役
〃	清水 廣司	株式会社清水商工	代表取締役
〃	武富 卓男	清新防災株式会社	代表取締役
〃	野村 明弘	株式会社渡辺武商店湘南支店	支店長
電気設備	山村 信幸	神奈川県電気工事工業組合 株式会社美濃屋山村電気	副理事長 代表取締役
〃	松田 茂	(一社) 神奈川県電業協会 株式会社江電社	常任理事 代表取締役社長
管工事・空調	田野口 博臣	横浜市管工事協同組合	専務理事
〃	鈴野 和重	(一社) 神奈川県空調衛生工業会	専務理事
防火対象物関係者	小林 亨	(一社) 神奈川県高齢者福祉施設協議会	理事
〃	細谷 享市	(一社) 神奈川県経営者協会防災委員会 三菱重工業株式会社横浜製作所	防災委員会委員 所長代理
〃	倉田 雅史	(一社) 神奈川県ビルメンテナンス協会 株式会社東海ビルメンテナス	副会長 代表取締役社長
関連団体	石井 忠	(公社) 横浜市防火防災協会	会長
〃	八木 繁雄	(公社) 相模原市防災協会	理事長
〃	大津 政美	(公財) 神奈川県消防協会	会長
〃	牛尾 修一	(一社) 神奈川県危険物安全協会連合会	専務理事

## 平成30年度事業の概要

平成30年3月22日（木）の「平成29年度第2回理事会」において承認された平成30年度事業の概要をお知らせいたします。

### ◎ 各種講習事業

平成30年度の講習事業については、8月までに終了している講習もありますが、年間を通じての講習日程は次のとおりです。

講習名	時期	規模	場所	概要
消防設備点検資格者講習	6月 11～ 12月 3月	630人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種の資格付与講習
消防設備点検資格者再講習	4月 7月 1月 2月	1,400人	神奈川県電気工事会館	(一財)日本消防設備安全センターから受託 第1種・第2種 免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士法定講習	10～ 11月	全類 2,100人	かながわ労働プラザ他	県知事から受託 免状取得後最初の4月1日から2年以内の講習 講習受講後最初の4月1日から5年以内の講習
消防設備士受験準備講習	7月	4類、6類 45人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備士試験受験のための準備講習
蓄電池設備整備資格者講習	12月	130人	神奈川県電気工事会館	(一社)電池工業会から受託 蓄電池設備整備資格付与のための講習
防火・防災管理講習	年間	2,600人	ヴエルクよこすか他	(一財)日本防火・防災協会から受託 甲種防火管理者の資格付与及び再講習 防災管理者の資格付与講習他
消防設備関係実務研修会	9月	100人	かながわ労働プラザ	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の自動火災報知機設備の実務研修
消防設備関係実技研修会	10月	25人	モリタ宮田工業（株）	協会の自主事業 消防設備点検資格者等の消火器の実技研修

### ◎ 普及啓発事業・情報提供事業

協会会員の方、防火対象物関係の方、県民の方等それぞれの対象を考慮して、各種の普及啓発事業を実施してまいります。主な普及啓発事業は次のとおりです。

#### (1) 消防設備会報の発行

- ・協会事業のお知らせ、消防法令の改正、通知・通達等
- ・1月、8月に発行
- ・会員対象

#### (2) 防災情報の発信

- ・消防用設備等の点検報告制度、点検済表示制度の周知
- ・(一社)神奈川県ビルメンテナンス協会及び神奈川県社会福祉協議会発行の会報に点検報告制度等について寄稿する。
- ・防災フェア等消防防災関係機関の行事への参加
- ・県民、防火対象物関係者対象

#### (3) FAX ニュースの発行

- ・緊急のお知らせ、消防法関係の通知・通達等
- ・随時（年8回程度）発行
- ・会員対象

#### (4) ホームページでの情報提供< <https://www.02-ksk.or.jp> >

- ・協会の事業紹介、各種講習会、研修会のお知らせ
- ・定期更新による情報提供
- ・県民、会員、防火対象物関係者対象

#### (5) パンフレット等の配布

- ・消防用設備等点検報告制度、点検済表示制度、消火器の不適正点検防止等のパンフレット、リーフレット等
- ・各種講習会・研修会で配布、消防機関を通じて配布、各種行事で配布
- ・県民、防火対象物関係者対象

### ◎ 行政機関及び関係機関・団体との連携調整事業

#### (1) 神奈川県くらし安全防災局防災部消防課との連絡調整

- ・消防法令の改正、各種通知・通達等資料の提供を受けるとともに、協会運営について適宜指導を受けます。
- ・消防設備士法定講習を受託実施します。

(2) 消防機関との連携、消防機関への協力

- ・消防機関の指導を適宜仰ぐとともに、緊密に連携して、実効ある事業の推進に努めています。
- ・県下消防機関に対し、普及啓発資料等について情報交換を行います。

(3) (一財) 日本消防設備安全センターとの連携

- ・各種講習会を受託実施します。
- ・消防用設備等点検済表示制度についての指導を受けます。
- ・(一財) 日本消防設備安全センターの各種保険の事務を取り扱います。

(4) 関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して各都県協会との連絡調整

- ・関東甲信越地区消防設備協会連絡協議会を通して、各都県協会との情報交換・共同事業を推進します。

◎ 消防用設備等点検済表示制度推進事業

- ・消防用設備等点検済表示制度に基づく点検済票の交付を行います。
- ・防火対象物の消防用設備等点検時に点検推進指導員を派遣し立会います。
- ・優良点検事業所等の認定制度を推進します。

◎ 協会理事長表彰

協会の業務推進についての協力、消防用設備等の設置・適正な維持管理に尽力、優れた業績を有する個人及び事業所に対し、第18回理事長表彰を行います。

- ・永年にわたり、消防用設備等に関する各種工事整備点検等の業務に従事し、他の模範となると認められる者
- ・消防用設備等点検済表示制度の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有す事業所

◎ 消防用設備等関係参考図書類斡旋事業

- ・法令、技術、受験対策等の図書類の斡旋を行います。

◎ 防火基準点検済証及び防火優良認定証（防火セイフティマーク）等頒布斡旋事業

- ・防火対象物定期点検報告制度に係る「防火基準点検済証」及び「防火優良認定証」等の頒布、斡旋を行います。

## 平成29年度消防設備士等試験実施結果

## 消防設備士試験

第1回

(平成29年9月3日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	42	36	6	85.7%	10	26	27.8%
	第1類	305	210	95	68.9%	54	156	25.7%
	第2類	75	62	13	82.7%	41	21	66.1%
	第3類	73	55	18	75.3%	17	38	30.9%
	第4類	431	318	113	73.8%	89	229	28.0%
	第5類	82	61	21	74.4%	23	38	37.7%
	小計	1,008	742	266	73.6%	234	508	31.5%
乙種	第1類	68	57	11	83.8%	11	46	19.3%
	第2類	21	17	4	81.0%	9	8	52.9%
	第3類	20	18	2	90.0%	6	12	33.3%
	第4類	220	163	57	74.1%	70	93	42.9%
	第5類	19	14	5	73.7%	7	7	50.0%
	第6類	369	292	77	79.1%	108	184	37.0%
	第7類	88	75	13	85.2%	47	28	62.7%
	小計	805	636	169	79.0%	258	378	40.6%
合計		1,813	1,378	435	76.0%	492	886	35.7%

第2回

(平成30年3月18日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲種	特類	39	24	15	61.5%	3	21	12.5%
	第1類	325	215	110	66.2%	63	152	29.3%
	第2類	109	75	34	68.8%	42	33	56.0%
	第3類	129	92	37	71.3%	48	44	52.2%
	第4類	630	441	189	70.0%	132	309	29.9%
	第5類	100	77	23	77.0%	36	41	46.8%
	小計	1,332	924	408	69.4%	324	600	35.1%
乙種	第1類	78	57	21	73.1%	22	35	38.6%
	第2類	26	21	5	80.8%	10	11	47.6%
	第3類	27	21	6	77.8%	9	12	42.9%
	第4類	420	316	104	75.2%	78	238	24.7%
	第5類	26	21	5	80.8%	12	9	57.1%
	第6類	484	348	136	71.9%	127	221	36.5%
	第7類	136	111	25	81.6%	64	47	57.7%
	小計	1,197	895	302	74.8%	322	573	36.0%
合計		2,529	1,819	710	71.9%	646	1,173	35.5%

神奈川県 消防設備会報

危険物取扱者試験

第1回

(平成29年6月18日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	466	408	58	87.6%	163	245	40.0%
乙	第1類	101	92	9	91.1%	65	27	70.7%
	第2類	101	93	8	92.1%	82	11	88.2%
	第3類	130	122	8	93.8%	94	28	77.0%
	第4類	1,803	1,553	250	86.1%	638	915	41.1%
	第5類	133	125	8	94.0%	86	39	68.8%
	第6類	128	119	9	93.0%	89	30	74.8%
	小計	2,396	2,104	292	87.8%	1,054	1,050	50.1%
丙	種	119	110	9	92.4%	84	26	76.4%
合	計	2,981	2,622	359	88.0%	1,301	1,321	49.6%

第2回

(平成29年10月9日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	409	372	37	91.0%	182	190	48.9%
乙	第1類	98	94	4	95.9%	69	25	73.4%
	第2類	72	70	2	97.2%	56	14	80.0%
	第3類	126	123	3	97.6%	88	35	71.5%
	第4類	1,566	1,360	206	86.8%	587	773	43.2%
	第5類	131	130	1	99.2%	97	33	74.6%
	第6類	94	90	4	95.7%	73	17	81.1%
	小計	2,087	1,867	220	89.5%	970	897	52.0%
丙	種	66	60	6	90.9%	48	12	80.0%
合	計	2,562	2,299	263	89.7%	1,200	1,099	52.2%

第3回

(平成30年1月28日実施)

		申請者数	受験者数	欠席者数	受験率	合格者数	不合格者数	合格率
甲	種	591	492	99	83.2%	189	303	38.4%
乙	第1類	144	133	11	92.4%	104	29	78.2%
	第2類	120	105	15	87.5%	78	27	74.3%
	第3類	180	170	10	94.4%	130	40	76.5%
	第4類	2,066	1,739	327	84.2%	745	994	42.8%
	第5類	154	146	8	94.8%	120	26	82.2%
	第6類	122	112	10	91.8%	81	31	72.3%
	小計	2,786	2,405	381	86.3%	1,258	1,147	52.3%
丙	種	98	78	20	79.6%	53	25	67.9%
合	計	3,475	2,975	500	85.6%	1,500	1,475	50.4%

## 点検現場からの報告

# 点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 興寿会

特別養護老人ホーム「興寿苑」

施設長 原 茂良

社会福祉法人興寿会は、2001年に設立され、神奈川県横須賀市内に、特別養護老人ホーム（120床）、短期入所生活介護事業所（10床）、老人デイサービス（25名定員）、居宅介護支援事業所、グループホーム（18床）、デイサービスセンター（8名定員）、訪問看護ステーション、教育実践研修センターを運営し、地域福祉の実践拠点として様々な事業活動を行っております。

その法人理念は、「安全」「安心」「安定」であり、その実現のために、「ご利用者との対話」、「地域社会との対話」、「職員との対話」を通じて、その人らしい生き方ができるよう常に心掛けて活動しております。

そのため、災害時・緊急時の対策や日ごろの防災活動については、様々な機会をとらえて、適切な対応ができるよう、話合いの場を持ち、訓練を重ねております。



防災訓練は年2回、横須賀消防局、防災設備関係各社立会いのもと、全施設で行っており、昼夜を問わず、様々な場面を想定した通報訓練やご利用者様も参加した避難誘導訓練を行っています。

さらに、初期消火を徹底させるため、参加者全員が訓練用の消火器による消火訓練を繰り返し体験しています。

そのため、訓練後の話合いの中では、実体験に基づいた反省や改善点が多く見受けられ、講評が活発に行われており、防災に対する意識の向上が伺えます。

また、消防設備・機器の安全性確保のため、各消防設備機器関連会社の担当者や消防設備安全協会の点検推進指導員の方々による、立会いや点検・確認作業が行われており、併せて担当職員に対しては、指南役として適切なご指導を頂いている事について、深く感謝申し上げます。

近年は地震や異常気象による災害が深刻化しており、当苑でも今年からBCP（事業継続計画）の作成に向けて、地域における高齢者介護の拠点として、

共助・自助の両面から、災害時、緊急時の在り方について検討を重ねているところです。

これからも、ご利用者様、地域の皆様、関係各所の皆様とともに、いつ起こるかわからない災害に備え、常に防災意識を持ちつつ、職員一同「安全」「安心」「安定」した環境づくりに努めて参りますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



## ——点検済表示制度の推進キャンペーン——

## 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成29年度ラベル交付枚数は879,520枚で前年度より190,565枚減少しており、当協会の経営状況も今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るため、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところあります。

平成30年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ①制度推進のための普及啓発事業の充実
- ②点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③防火対象物点検時の点検推進指導員の派遣
- ④優良点検事業所認定制度の推進

などを実施しています。

点検済表示登録会員の皆様には、点検が終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

## 点検済表示登録会員数

区分	平成29年3月末会員数	平成30年3月末会員数
1号表示会員	253	249
2号表示会員	11	10
合 計	264	259

## —— 消火器用 ——



## —— 消火器以外の設備用 ——



## 消防用設備等点検済表示管理委員会委員名簿

(平成30年7月末現在 敬称略)

職名	氏名	所屬	役職
委員長	小永井 英美	横浜市消防局	指導課長
副委員長	原田 俊一	川崎市消防局	検察課長
副委員長	小島 幹雄	相模原市消防局	参事兼予防課長
委員	飯島 和彦	横須賀市消防局	予防課長
委員	米山 晶文	藤沢市消防局	検察指導課長
委員	豊島 茂	平塚市消防本部	予防課長
委員	秋元 弘和	鎌倉市消防本部	予防課長
委員	黒柳 幹雄	小田原市消防本部	予防課長
委員	森田 学	茅ヶ崎市消防本部	予防課長
委員	行谷 英雄	逗子市消防本部	消防予防課長
委員	和田 俊幸	厚木市消防本部	参事兼予防課長
委員	竹内 洋	大和市消防本部	参事兼予防課長
委員	谷 和之	泰野市消防本部	予防課長
委員	山口 剛	伊勢原市消防本部	予防課長
委員	小出 真也	座間市消防本部	予防課長
委員	池田 学	海老名市消防本部	予防課長
委員	岡田 良春	綾瀬市消防本部	予防課長
委員	関口 一郎	大磯町消防本部	消防総務課長
委員	尾崎 一平	葉山町消防本部	予防課長
委員	菅沼 安幸	湯河原町消防本部	警防課長
委員	落合 靖	箱根町消防本部	消防本部次長
委員	石川 敏明	寒川町消防本部	予防課長
委員	小島 勇	二宮町消防本部	消防課長
委員	中島 孝祥	愛川町消防本部	参事兼消防課長
委員	池田 雅晴	JFEスチール(株)東日本製鉄所(京浜地区)	環境・防災部長
委員	杉本 正之	能美防災(株)横浜支社	CSサービス課長
委員	増田 昭一	モリタ宮田工業(株)首都圏機器営業部	営業部長
委員	清水 廣司	(株)清水商工	代表取締役
委員	石田 正	神奈川県防災消防協同組合	理事長
委員	竹洞 勉	防災かながわ協同組合	理事長
委員	木内 忠	横浜市防災機器販売協同組合	理事長
委員	一宮 英雄	相模原市防災設備協同組合	理事長
委員	山田 恵介	川崎市消防設備協同組合	理事長
委員	大石 潔	(一財)神奈川県消防設備安全協会	常務理事

## 防火・防災セイフティマーク等頒布のご案内

表示の種類：防火基準点検済証	防火優良認定証
防災基準点検済証	防災優良認定証
防火・防災基準点検済証	防火・防災優良認定証

### ■防火管理・防災管理の実施状況に対する定期点検報告制度

#### ◆防火対象物定期点検報告制度

一定用途・規模の建物では、防火対象物定期点検報告制度が義務化され、平成15年10月から施行されています。

点検報告義務者：防火対象物の管理権原者

点検の実施者：防火対象物点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1の用途ごとに収容人員・延べ面積・構造等に応じて要否が定められています（消防法施行令第4条の2の2参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

#### ◆防災管理定期点検報告制度

大規模建築物等では大規模地震等に備えて自衛消防組織を設置する等の防災管理業務が義務化され、同時に防災管理業務の実施状況に対する点検報告が義務化されました（平成21年6月1日施行）。

点検報告義務者：防災管理対象物の管理権原者

点検の実施者：防災管理点検資格者（登録講習機関の講習を受けて資格取得）に行わせる。

対象となる建物：消防法施行令別表第1のうち、用途・階数・延べ面積に応じて要否が定められています（消防法施行令第46条、第4条の2の4参照）。

点検の期間：1年に1回（報告も同じ）

罰則：点検結果の報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合には、行為者に対して30万円以下の罰金又は拘留の刑が科せられるほか、その法人に対し罰金刑が科せられます（消防法第44条第11号、第45条第3号参照）。

### ■点検済表示制度

#### ◆防火基準点検済証

防火対象物点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

#### ◆防災基準点検済証

防災管理点検の結果、点検基準に適合している建物に表示できます。

◆防火・防災基準点検済証

防災管理点検の対象となる建築物等で防火対象物点検の対象でもあるものは、両方の点検を同時にい、それぞれの点検基準に適合している場合に、この表示ができます。



■点検報告の特例制度と表示

◆防火対象物定期点検報告義務の免除と表示

防火対象物定期点検報告が必要な建物で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防火優良認定証を表示することができます。

◆防災管理定期点検報告義務の免除と表示（平成24年6月1日から適用）

防災管理点検報告が必要な建築物等で、3年間消防法令違反等がない場合、消防機関に申請し、検査を経て特例認定を受けることができます。認定されれば当該点検及び報告が3年間免除されます。また、防災優良認定証を表示することができます。

◆防火・防災優良認定証の表示（平成24年6月1日から適用）

防火対象物点検報告の特例及び防災管理点検報告の特例の認定を同時に受けた場合には、防火・防災優良認定証を表示することができます。



## ■表示までのフロー

## ●防火基準点検済証、防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証

消防機関へ点検結果報告 → 報告書副本返戻 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

## ●防火優良認定証、防災優良認定証、防火・防災優良認定証

消防機関へ特例認定申請 → 消防機関による検査 → 認定通知 → 協会へ表示の購入申込み → 協会から請求書発行（代金支払い）→ 納品 → 表示

## ■表示の種類と頒布価格

表示の種類		仕様（【1】～【6】の説明）	価格
防火基準点検済証	A=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【1】	3,240円
	B 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,400円
	B 2=B 1の額縁不要のもの	【3】	3,670円
	N=壁貼付式	【4】	1,540円
防火優良認定証	L=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	M 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	M 2=M 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災基準点検済証	I=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	J 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	J 2=J 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災基準点検済証	O=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	P 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	P 2=P 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防災優良認定証	Q=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	R 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	R 2=R 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
防火・防災優良認定証	X=壁掛式 壁貼付式 スタンド式の3種類	【5】	3,800円
	Y 1=壁掛式（額縁込）	【2】	5,860円
	Y 2=Y 1の額縁不要のもの	【3】	3,800円
文字プレート	H=A用	【6】	820円

## 備考

- 1 サイズ：A4（縦297mm 横210mm）
- 2 材質：表面=透明アクリル、背面=塩化ビニール（N=透明塩化ビニール）
- 3 価格：文字記入の費用及び消費税が含まれています。
- 4 送料：別途必要です（文字プレート（H）のみ購入時は無料）。
- 5 B1・M1・J1・P1・R1・Y1：額縁とセットとなっています。
- 6 B2・M2・J2・P2・R2・Y2：手持ちの額縁がある場合にご利用ください。
- 7 壁掛式：背面に壁掛け用の紐があり、スタンド用の脚がないものです。  
壁貼付式：裏面に両面テープがついており、ご自分で貼るものです。
- 8 スタンド式：裏面にスタンド用の脚が付いています。
- 9 A：文字の部分がプレート差込式（文字プレート（H）を使用）となっています。
- 10 H：1年ごとの更新時にご利用ください（初回購入時は本体に含まれています。）。

■購入方法等

申込方法：購入申込書に必要書類を添えて、協会へFAXにてお申込みください。

⇒防火基準点検済証・・・・・・・・・・・・ 様式1+別紙1+必要書類

⇒防災基準点検済証、防火・防災基準点検済証・・・ 様式1+別紙1+必要書類

⇒防火優良認定証・・・・・・・・・・・・ 様式2+別紙2+必要書類

⇒防災優良認定証、防火・防災優良認定証・・・ 様式2+別紙2+必要書類

納期：入金確認後2週間程度を要します。

支払方法及び送料：銀行振込（前払い）

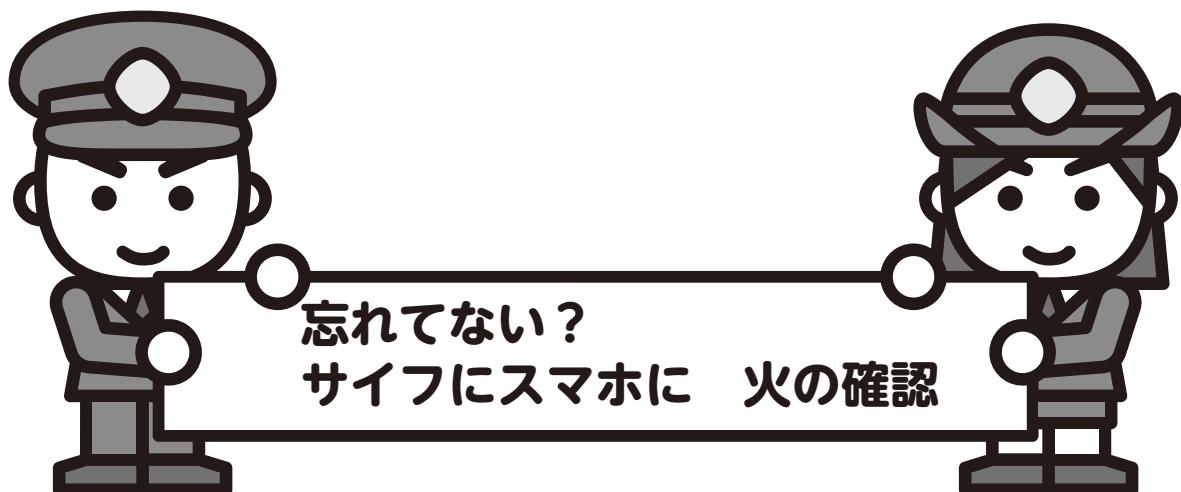
申込受付後、協会より請求書を送付します。

送料についてはお問い合わせください。

申込用紙：当協会のホームページからダウンロードしてください。

URL：<https://www.02-ksk.or.jp>

—2018年度全国統一防火標語—



## 〈平成30年1月以降の主な通知等〉

発番号	日付	発信者	標題
消防予第1号	1月4日	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係るフォローアップ調査結果について(通知)
消防予第2号	1月9日	消防庁予防課長	住宅宿泊事業法等に係る執務資料の送付について(通知)
消防予第26号	2月1日	消防庁予防課長	消防法施行令別表第一(5)項口(下宿等)の防火対策に係る注意喚起等について
事務連絡	2月28日	消防庁予防課	リンナイ株式会社が製造した温水式浴室乾燥暖房機のリコールについて
消防予第75号	3月13日	消防庁予防課長	小規模社会福祉施設等に係る実態調査の結果について
消防予第89号	3月22日	消防庁予防課長	介護医療院に係る消防法令上の取扱いについて(通知)
事務連絡	3月26日	消防庁予防課	平成30年度全国統一防火標語の決定について
事務連絡	3月27日	消防庁予防課	平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災を踏まえた対応について
事務連絡	3月28日	消防庁予防課	平成29年1月~9月の製品火災に関する調査結果について
消防予第246号	3月28日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防予第247号	3月28日	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)
消防予第250号	3月28日	消防庁予防課長	小規模な飲食店等における消火器の点検報告の推進について
事務連絡	4月16日	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について(情報提供)
事務連絡	4月27日	消防庁予防課	避難器具(緩降機)の使用時における安全管理の徹底について
消防予第361号	5月11日	消防庁予防課長	スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について(通知)
事務連絡	5月25日	消防庁予防課	基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について(情報提供)
消防予第369号	6月1日	消防庁予防課長	消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
事務連絡	6月1日	消防庁予防課	消防法施行規則等の一部を改正する省令等の参考資料の送付について
消防予第372号	6月1日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件の公布について
消防予第373号	6月1日	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について(通知)
消防予第426号	6月15日	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について(通知)
消防予第460号	7月6日	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について(通知)
消防予第458号	7月13日	消防庁予防課長	平成30年7月豪雨に対応した消防法令の運用について(通知)
消防予第463号	7月13日	消防庁次長	住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について
事務連絡	7月20日	消防庁予防課	平成29年1~12月の製品火災に関する調査結果について
消防予第475号 消防危第138号	7月20日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	平成30年7月豪雨に対応した消防関係手数料の減免措置について
消防予第477号	7月23日	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防予第470号	7月25日	消防庁予防課長	検定対象機械器具等における型式番号の表記について

## (一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧

刊行物注文書

(一財) 神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者				
送り先	住所	〒		
	会社名			TEL
	担当者			FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
<b>消防設備士試験準備用テキスト</b>					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消防設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
<b>一般参考図書</b>					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
8020	防災英和和英用語集		4,190		
合計			部		

TEL 045-201-1908 振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971 普通預金: 0093790

口座名義: (一財) 神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。



# 協会からのお知らせ

## ○平成30年度消防用設備等セミナー開催のお知らせ

日 時 平成30年11月16日（金）13時30分から  
場 所 かながわ労働プラザ 3F 多目的ホール A・B  
内 容 「予防行政の動向について」を総務省消防庁予防課職員から、また、「ガス消火設備における留意事項など」を一般社団法人日本消火装置工業会の講師から、それぞれご講演いただくこととしています。  
募集対象 当協会の会員等及び神奈川県内の消防機関職員です。  
詳細は、決定次第改めてお知らせいたします。皆様、奮ってご参加ください。

## ○消防設備士講習会について

平成30年度消防設備士講習会は、定員に達していない会場については、9月28日（金）まで継続して受け付けております。  
空き状況については、ホームページで随時ご確認いただくか、直接、当協会までお問い合わせください。

## ○第1種・第2種消防設備点検資格者講習実施日程

第1種 平成30年11月28日～30日 (申請期間)  
第2種 平成30年12月12日～14日 平成30年10月9日～31日)  
  
第1種 平成31年 3月 5日～ 7日 (申請期間)  
第2種 平成31年 3月12日～14日 平成31年1月15日～2月1日)

## ○第1種・第2種消防設備点検資格者再講習実施日程

第1種 平成31年 1月23日 (受付期間)  
第2種 平成31年 1月24日 平成30年11月21日～26日)  
  
第1種 平成31年 2月26日 (受付期間)  
第2種 平成31年 2月27日 平成30年12月17日～21日)

※平成25年度に免状の交付を受けた方は、今年度中に受講してください。

ご不明な点はお問い合わせください。

## 優良点検事業所認定制度について

### ○優良点検事業所認定制度とは！

消防用設備等の点検業務（総合点検）を確実に履行し、点検従業員の服装やモラルなど含めて総合的に審査基準を満たしている当協会の表示登録会員である事業所を、優良点検事業所として認定する当協会独自の制度です。

### ○制度のメリットは！

この制度は、神奈川県内の消防機関にもご認識いただいていることから、点検を業とする多くの事業所が、優良点検事業所として認定されることにより、防火対象物の関係者の信頼を得るとともに、点検現場の労働環境の改善や点検に携わる人々の社会的地位の向上が期待され、業界全体の躍進の一助につながるものです。

### ○手続き、立会調査、審査は！

当協会に認定の申請をすると、防火対象物の点検スケジュールに合わせて地区別点検推進指導員が点検に立会い、点検時の事前準備、安全管理、点検状況などを審査項目ごとにチェックし、当協会に報告します。その後、別に組織する「認定等委員会」で審査され、優良点検事業所としての認定・不認定が決定されます。

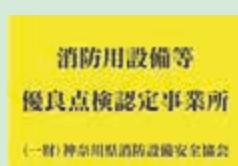
### ○優良点検事業所として認定されると！

優良点検事業所として認定されると、当協会のホームページに事業所名等が掲載されるとともに、「認定書」及び「金ラベル証」が無償で交付されます。

認定証



金ラベル証



表示プレート



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地  
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<https://www.02-ksk.or.jp>

E-mail : [info@02-ksk.or.jp](mailto:info@02-ksk.or.jp)